憲法　予備令７－５　肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．普通教育における教師の教育の自由

１．問題の所在

普通教育における教師は，子どもの教育に対し，どの程度の裁量を有するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

教授の具体的内容及び方法について，完全な自由な裁量はない。教科書の内容に従うなど，必要かつ合理的な制約をうける。結果，一定程度の制約を受けるので，肢は誤り。

（２）理由

ア．普通教育における教師の教育の自由の憲法上の根拠

教師の教育の自由は，２３条で保障される。伝統的には，大学を予定していたが，知見を深めることは，大学に限らず広く認めるべきである。２３条の内容に，知見を伝える教授の自由も含まれており，知見を伝えるという意味で，教育の自由は教授の自由と類似するからである。

イ．制約

憲法上人権も，絶対無制約ではなく公共の福祉（１２条後段，１３条後段）に照らし，必要かつ合理的な制約に服する。そこで，普通教育における教師の教育の自由への制約が必要かつ合理的な制約であれば，正当化されるが，何をもって，必要かつ合理的といえるか問題となる。

ウ．正当化の検討

２（１）の結論に示した通り，完全な自由はなく，一定程度の制約をもって，必要かつ合理的な制約として正当化される。理由は以下の通りである。

確かに，普通教育において，教授の自由と類似性がある，個性的に併せて行うべきである。これらの事情から考えると，完全な自由裁量を認めても良いとも思える。

なぜなら，伝統的に，大学の教授に関しては，自由な議論で真理に近づく側面がある，また，定型的に行うと個性が損なわれるおそれがあるからである。これらの理由から国家の介入は抑制的に行うべきと考えられるからである。しかし，以下の点で，不当である。

普通教育いる学生は，子どもであり，批判能力には限界がある。普通教育で大学のように裁量を広く認めることは，子どもの成長発達においてよいとは限りない。また，子どもの学習権（２６条）を保護するため国家に教育権がある。これらの理由により，教師の教育の自由も一定の制約をうけると解するのが相当である。

以上